

※ 処理 事項	発行年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認印			

受付印

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日

国分寺市長 殿

所在地 (本市が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話)	この申告の基礎 1. 法人税の 年 月 日の修正申告書の提出による。 2. 法人税の 年 月 日の更正・決定・再更正による。
(ふりがな)		事業種目
法人名		期末現在の資本金の額 又は出資金の額
(ふりがな)	(ふりがな)	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
代表者氏名	経理責任者氏名	期末現在の 資本金等の額

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市民税の申告書 ※

摘要	課税標準 (十億 百万 千 円)	法人税割額	
		税率(10%)	税額
(使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	0,0,0	十億 百万 千 円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $(\frac{5}{23} \times 24)$	⑥	0,0,0	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦		
税額控除超過額相当額の加算額	⑧		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨		
外国の法人税等の額の控除額	⑩		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪		
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫		0,0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬		0,0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮		0,0
均等割額	⑯	算定期間中において事務所等を有していた月数	円 × $\frac{16}{12}$
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰		0,0
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱	⑲		0,0
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑲	⑳		0,0
⑳のうち見込納付額	㉑		
差引	㉒		

国分寺市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		国分寺市の均等割の税率 適用区分に用いる従業者数
名	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	そのうち国分寺市 分の従業者数	人
合計		⑳	㉑	㉒

指定都市に申告する	区名	※ 区コード	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	法人税の申告書の種類	青色・その他
						年 月 日	青色申告	要・否
					0,0	解散の日		
					0,0	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	翌期の中間申告の要否	要・否
					0,0	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結親別資本金等の額	法人税の申告期限の延長の有無	有・無
					0,0	この申告が中間申告の場合の計算期間		
					0,0	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店	
					0,0	口座番号(普通・当座)		
					0,0	還付請求税額	十億 百万 千 円	
					0,0	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		

関与税理士 署 名 (電話)

従業者数は必ず御記入下さい。

提出用

第20号様式記載要領

- 1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。
- 3 「※処理事項」の欄は記載しないでください。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分にしたがって記載します。また、記載すべき金額が赤字額（マイナス）となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
- 5 法人番号（13桁）を記載します。
- 6 期末現在の資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
- 7 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額について、資本金の額は、法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
- 8 期末現在の資本金等の額は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。（1）連結申告法人以外の法人（（3）に掲げる法人を除きます。）は、地方税法第292条第1項第4号の5イに定める額。（2）連結申告法人（（3）に掲げる法人を除きます。）は、地方税法第292条第1項第4号の5ニに定める額。（3）保険業法に規定する相互会社は、政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額。
- 9 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書別表1の10欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します（連結法人及び連結法人であった法人、並びに市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください）。なお、（ ）内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1の10欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額を加算額及びリース特別控除取戻税額（別表1の5の欄の金額）並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。
- 10 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。この欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。（1）連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は、①+②-③+④の金額。（2）連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人は、第22号の2様式の⑤の欄の金額。（3）連結法人及び連結法人であった法人は、第20号様式別表1の⑦の欄の金額。
- 11 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄は、⑤の欄の金額で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の内②の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に③の欄の数値を乗じて得た額を記載します。
- 12 「還付請求税額」の欄は、中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑭の欄又は⑮の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。

[国分寺市の法人市民税率について]
均等割額の税率

資本金等の額 による区分	当市の従業者数 による区分	税率
1. 1千万円以下の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
2. 1千万円超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
3. 1億円超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
4. 10億円超え50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
5. 50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円
6. 上記以外の法人等		50,000円

法人税割額の税率

法人等の区分	平成26年9月30日 以前に開始する事 業年度の税率	平成26年10月1日 以後に開始する事 業年度の税率	令和元年10月1日 以後に開始する事 業年度の税率
資本金等の額が1億円未満の法人	12.3%	9.7%	6.0%
資本金等の額が1億円以上の法人及び 保険業法に規定する相互会社	14.7%	12.1%	8.4%

※法人税割の税率区分の基準となる「資本金等の額」は、均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」を適用します。

申告等についてのお問い合わせは

〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市 総務部 課税課 住民税係
TEL 042(325)0111 内線327・328・329